平成２６年（フ）第１３０２号
福岡県糸島市前原南２丁目５番10―201号
債務者　川下　隆敏
1　決定年月日時　平成26年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３０５号
福岡県大野城市白木原５丁目６番22―507号サンシャイン20
債務者　西野　和代
1　決定年月日時　平成26年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３１３号
福岡市東区雁の巣１丁目３番７―203号
債務者　小森美智子
1　決定年月日時　平成26年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５４号
北海道岩見沢市３条東９丁目４番地22　ハイツ愛らんど101号
債務者　平野　治代
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２６年（フ）第５５号
北海道岩見沢市幌向南３条２丁目231番地５
債務者　松村まゆみ
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２６年（フ）第８４号
北海道白老郡白老町川沿３丁目２番１―３号美園団地42棟193号
債務者　田中　静子
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第８７号
北海道室蘭市高砂町２丁目29番７号、前住所北海道室蘭市知利別町４丁目31番３号
債務者　木村　直人
1　決定年月日時　平成26年９月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第１９号
北海道日高郡新ひだか町静内青柳町１丁目７番16号
債務者　佐藤　美香（旧姓佃）
1　決定年月日時　平成26年９月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２６年（フ）第４５１号
宮城県黒川郡大和町吉岡字車東１番地の１セントラルコーポＶ101、住民票上の住所宮城県黒川郡大和町吉岡南３丁目５番地の３アルファヨシオカ104
債務者　狩野　　守（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第５１１号
仙台市青葉区東勝山１丁目21番５号　コーポ東勝山102
債務者　小野寺幸恵
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第５２９号
仙台市宮城野区鶴巻１丁目６番１号　仮設住宅２号棟７号室、住民票上の住所仙台市宮城野区蒲生字町86番地の46
債務者　伊東　　征
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２３２号
茨城県常陸大宮市上伊勢畑372、住民票上の住所栃木県芳賀郡茂木町大字茂木856番地２
債務者　疋田亜紀子（旧姓池山）
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第２８５号
茨城県那珂市菅谷2202番地７　関口住宅Ｂ棟３号棟
債務者　菊地じゆん
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第２８６号
茨城県常陸大宮市塩原203番地の２
債務者　石川　真希
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第２５号
群馬県沼田市西倉内町592番地２
債務者　松本美智子
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２６年（フ）第１９８号
愛知県一宮市古見町12番地１　県営両郷住宅１―208号
債務者　浅井りつ子
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第２００号
愛知県一宮市今伊勢町宮後字宮代28番地１コーポ大野１Ｆ
債務者　鵜飼　和義
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
名古屋地方裁判所一宮支部